

景観形成基準

			崖線緑地 エリア	上流 エリア	中流 エリア	下流 エリア
建築物	配置等	・現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること	●	●	●	●
		・主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする事。 (主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。)	●	●	●	
	形態・意匠等	・周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。	●	●	●	●
		・汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。	●	●	●	●
		・経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活用すること。	●	●	●	
		・可能な限り勾配屋根を採用すること。	●	●		
	色彩	・素材の持つ自然色を活かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準拠すること。)	●	●	●	●
		・使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くないよう配慮すること。	●	●	●	●
	屋外設備等	・屋外設備(外壁に附帯する配管設備、屋上に設置される高架水槽等)を設置する場合は、道路・鉄道および河川からできるだけ見えない位置に設置すること。	●	●	●	●
		・やむを得ず屋外設備等を見える場所に設置する場合は目立たないよう工夫すること(壁面との同一の色調とする、壁面の立ち上げやルーバー等で覆う等)。	●	●	●	●
・屋外階段は、建築物と一体的なデザインとするか、道路・鉄道および河川から極力見えない位置に設置すること。		●	●	●	●	
外構・駐車場等	・駐車場やサービスヤード、ごみ置き場等は、植栽などの工夫により、内部が道路や河川側から見て目立たないように配慮すること。	●	●	●	●	
工作物	配置等	・現況の地形を可能な限り生かし、長大な擁壁等が生じないようにすること。	●	●	●	●
		・主要な眺望点からの山並みや自然景観への眺望を阻害しない配置・高さとする事。 (主要な眺望点からの見通しを阻害しないよう見通し線を確認し、これを避ける配置とする。)	●	●	●	
	形態・意匠等	・周辺の自然景観と調和するような形態・意匠とすること。	●	●	●	●
		・汚れが目立たず、色あせの少ない外壁材を使用すること。	●	●	●	●
		・経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活用すること。	●	●	●	
		・高さを10m以下とすること。(ただし市長が認める場合はこの限りではない。)	●			
色彩	・素材の持つ自然色を活かし、彩度、明度の高い色彩を基調色として用いないこと。(「青梅市景観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準拠すること。)	●	●	●	●	
	・使用する色数はできる限り少なくし、複数の色を使用する場合は、色の三属性(色相、明度、彩度)の対比が強くないよう配慮すること。	●	●	●	●	
広告物		・広告塔および広告板は設置しないこと。(ただし市長が認める場合はこの限りではない。)	●			
		・必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めること。	●	●	●	●
		・容易に腐朽または破損しない構造とすること。	●	●	●	●
		・広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾を行い、良好な景観の形成に配慮すること。	●	●	●	●
		・蛍光塗料の使用は避けること。	●	●	●	●
		・彩度の高い色彩を地色(主要な下地の色)として全面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。 (彩度6以下を目安とし、「青梅市景観形成ガイドラインー色彩編ー」の基準に準拠すること。)	●	●	●	●
		・電飾設備を有するものについては、動光が激しく変化するものは避け、昼夜間において、景観を損なわないものとする事。	●	●	●	●
		・経年変化で味わいの増す自然素材(石、木材等)を積極的に活用すること。	●	●		
		・全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行うこと。	●	●		

景観形成基準

		崖線緑地 エリア	上流 エリア	中流 エリア	下流 エリア
土地の区画形質 土地利用	・ 造成は必要最小限とし、既存の地形および景観を著しく変更しないようにすること。	●	●	●	●
	・ 現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。	●	●	●	●
石積み・樹木	・ 周辺の自然景観や街なみ景観を損なわないものとする。	●	●	●	●
	・ 樹種や樹齢などの価値を調査し、価値が高いと認められる樹木は伐採しないこと。	●	●	●	●
	・ 面積500㎡以上の皆伐でないこと。（ただし病害虫の防除や防災、スギ林の広葉樹林化等のために行われる伐採は除く）	●			
	・ 面積500㎡以下で皆伐を行う場合には、伐採後、周辺の自然植生を調査した上で、適切な樹種、密度で植樹を行うこと。	●			
	・ 単木択伐法による伐採の場合には、景観形成上重要と認められる大径の高木については極力残存させること。	●			
	・ 利用施設周辺等において、眺望や日照を確保するための樹木の伐採は必要最小限とすること。	●			
屋外における土砂等 の堆積	・ 長期に渡り土砂、廃棄物、再生資源等の堆積は行なわないこと。	●	●	●	●
	・ 堆積を行う場合、道路などの公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置で行うこと。	●	●	●	●
	・ 敷地周辺の緑化を行うなど、周囲の道路からの遮へい措置に努めること。	●	●	●	●
自動販売機	・ 周辺の自然景観や街なみ景観を損なわない意匠とすること。	●	●	●	●
	・ 地色（主要な下地の色）はダークブラウン（10YR2.0/1.0）を基本とすること。	●	●		
カヌー等に関連する 仮設構造物	・ カヌー等の露出を極力抑え、樹林の陰など道路や散策路等からできるだけ見えない場所に設置すること。	●			
	・ 面積は15㎡以下とすること。	●			
	・ 彩度の高い色彩を地色（主要な下地の色）として全面に使用することを避け、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	●			